

平成20年度

科学研究費補助金公募要領

(特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費)

平成19年9月1日

文部科学省

# 目 次

公募の概要	1
1 科学研究費補助金の目的・性格	1
2 研究種目	1
3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4 科研費に関するルール	2
5 公募する研究種目	3
6 応募から交付までのスケジュール	3
公募の内容	4
1 各研究種目に共通するルール	4
(1) 応募資格	4
(2) 補助金の適正な使用等	5
(3) 研究組織	6
(4) 経費	7
(5) 公募の対象とならない研究計画	7
(6) 重複応募の制限	7
(7) 応募書類の作成及び応募方法等（特別推進研究及び特定領域研究）	8
(8) 個人情報の取扱等	9
(9) 審査の方法・着目点等	9
2 各研究種目のルール	10
(1) 特別推進研究	10
対象	10
応募金額	10
研究期間	10
採択予定課題数	10
重複応募の制限	10
審査希望分野の選定	11
応募書類の提出	11
応募に関する相談	11
別表1 「特別推進研究」の研究代表者に関する重複応募の制限	12
別表2 「特別推進研究」の研究分担者に関する重複応募の制限	13
(2) 特定領域研究	14
研究領域の構成	14
新規の研究領域	14
継続の研究領域	15
(ア) 「計画研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期に当たる研究領域	15
(a) 対象	15
(b) 研究領域の設定期間内における応募書類の提出時期	15
(イ) 「公募研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期に当たる研究領域	15
(a) 対象	15
(b) 研究領域の設定期間内における応募書類の提出時期	15
(ウ) 重複応募の制限	16
平成19年度に設定期間が終了する研究領域	16
(ア) 対象	16
(イ) 応募資格者	16
(ウ) 対象となる経費	16
(I) 応募金額	16
(オ) 重複応募の制限	16
別表3 「特定領域研究」の継続の研究領域の研究代表者に関する重複応募の制限	17

別表 4 「特定領域研究」の継続の研究領域の研究分担者に関する重複応募の制限	18
別表 5 「計画研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期に当たる研究領域一覧	19
別表 6 「公募研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期に当たる研究領域一覧	21
別添 特定領域研究の研究概要	23
別表 7 平成19年度に設定期間が終了する研究領域一覧	49

(3) 特別研究促進費	50
突発的に発生した災害などに関する緊急の研究	50
年複数回応募の試行	50

電子申請システムを利用した応募の手続	51
--------------------	----

研究機関が行う事務	53
-----------	----

1 応募資格の確認	53
2 研究代表者への確認	53
3 応募に係る手続	53
4 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した研究機関の変更等の届出	53

参考資料	54
------	----

1 平成19年度科学研究費補助金の交付状況	54
2 予算額等の推移	56
3 研究種目一覧	57
4 平成20年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	58
5 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	60

問合先	76
-----	----

<別冊>

平成20年度科学研究費補助金公募要領（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）

（応募書類の様式・記入要領）

研究者が作成する様式

1 特別推進研究

研究計画調書

<前半部分・応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）>

応募情報（Web入力項目）画面イメージ

<後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-1 研究計画調書（新規）

様式S-1-2 研究計画調書（継続）

2 特定領域研究（継続領域及び終了研究領域）

研究計画調書

<前半部分・応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）>

応募情報（Web入力項目）画面イメージ

<後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-3 研究計画調書（計画研究（継続）終了研究領域）

様式S-1-4 研究計画調書（公募研究（新規））

様式S-1-5 研究計画調書（計画研究（新規））

3 各種目共通

研究分担者承諾書

様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）

様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）

研究機関が作成する様式

（応募時に提出する書類関係）

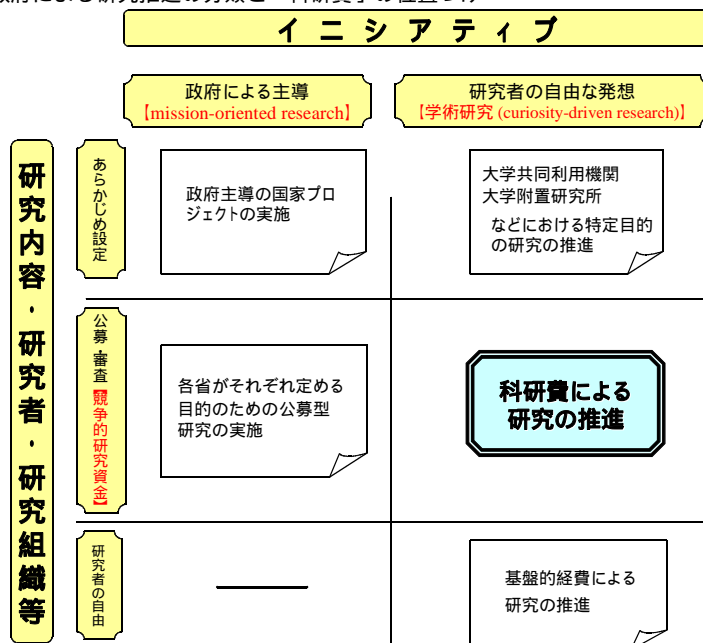
研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書（後日、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より通知）

# 公募の概要

## 1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

< 政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ >



科研費（1,913億円）は、政府全体の科学技術関係経費（約3.5兆円）の約5%、政府全体の競争的研究資金（約4,770億円）の約40%を占めています。

## 2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A） 2,000万円以上 5,000万円以下 （B） 500万円以上 2,000万円以下 （C） 500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）37歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B） 500万円以下 （スタートアップ）研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	（A）研究者グループによる学術的価値の高い研究成果の社会への公開
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しており、現在は、将来の完全移管に向けた過渡期にあります。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種書類等の提出先)
第1種科研費		
特別推進研究、特定領域研究、 特別研究促進費、 研究成果公開促進費（研究成果公開発表(A)）	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
若手研究（A・B）	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究、萌芽研究、 若手研究（S・スタートアップ）、 奨励研究、研究成果公開促進費（学術 図書、データベース）、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

平成19年度における研究種目の区分であり、平成20年度以降変更することもあります。

### 4 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部科学省告示）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には次の3つのルールがあります。

応募ルール：応募・申請に関するルール

評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール

使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費		科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	

## 5 公募する研究種目

今回、文部科学省が公募する研究種目は次のとおりです。

### 第1種科研費（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）

「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」については、本公募要領では対象としていません。別途通知予定の「平成20年度科学研究費補助金公募要領【特別研究促進費（年複数回応募の試行）】」により応募してください。

## 6 応募から交付までのスケジュール

### (1)特別推進研究

平成19年	9月 1日	公募
	11月15日	応募書類提出期限
平成20年	3月～5月	審査
	6月上旬	交付内定
	6月下旬	交付申請
	7月中旬	交付決定
	7月下旬	補助金の送金

### (2)特定領域研究（継続の研究領域、終了研究領域）

平成19年	9月 1日	公募
	11月15日	応募書類提出期限
平成20年	1月～3月	審査
	4月上旬	交付内定
	4月下旬	交付申請
	5月下旬	交付決定
	6月上旬	補助金の送金

### (3)特別研究促進費

平成20年	4月以降随時	公募・審査・交付内定・交付申請・交付決定・補助金の送金
-------	--------	-----------------------------